

第 号
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

申請者 住 所
 申請者名
 代表者名

佐賀県居宅介護職員初任者研修等事業者指定申請書

居宅介護職員初任者研修等事業者として佐賀県知事の指定を受けたいので、「佐賀県居宅介護職員初任者研修等実施要綱」第11条により、関係書類を添えて申請します。

申請者の氏名 及び住所 (法人の場合は 法人名称及び 所在地)	氏名(法人名)	
	住所(所在地)	〒 (—) 電話番号 () —
申請する研修の名称	研 修 名 称 (課 程 名)	
事 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
開 催 回 数		回 / 年
募 集 定 員		人 / 回
研 修 修 了 の 認 定 方 法		
使 用 す る テ キ ス ト 名		

様式第1号－②

講義・演習の 実施場所	実施場所名	
	住 所	
実習施設の名称及び 所在地、設置者の氏 名(法人の場合、法人 名)	施設名称	
	所 在 地	
	設 置 者 名 (法 人 名)	
通 信 方 法 の 有 無		無 ・ 有 (いずれかに○)

(※ 講義を通信の方法によって行う場合、以下の欄も記入してください。)

通信による場合、主 たる事業所の所在地 及び対象地域	所 在 地	
	対 象 地 域	
添 削 及 び 面 接 指 導 方 法		
面 接 指 導 及 び 演 習 を 行 う 施 設 名		

【添付書類】

- (1) 学則等(本要綱第6条の事項を記載したもの)
 - (2) 担当講師一覧表
 - (3) 講師の履歴書(資格証等の証明書の写しを添付)、担当科目及び専任兼任の別
 - (4) 講義及び演習会場の面積、定員等がわかる平面図
 - (5) 実習施設の利用計画書及び当該施設設置者の承諾書
 - (6) 申請者の事業概要・組織概要
 - (7) 申請者の収支状況及び資産状況(申請者の予算書・決算書及び貸借対照表等)
 - (8) 申請者の定款、その他の基本約款及び登記事項証明書等
 - (9) 誓約書(様式第8号)
 - (10) 研修事業計画書(様式第2号)
 - (11) 研修カリキュラム及び日程
 - (12) 事業収支予算書
 - (13) 研修終了の認定方法及び修了証明書の様式
 - (14) 募集広告、受講案内、パンフレット等の案文
- ※講義を通信で行う場合
- (15) 通信添削課題
 - (16) 面接指導を行う講義及び演習会場の平面図及び使用承諾書添付
 - (17) 添削指導及び面接指導の講師の一覧

第 号
年 月 日

申請者 住 所
申請者名
代表者名

年度において、下記のとおり居宅介護職員初任者研修等を実施しますので、関係書類を添えて申請します。

研修の名称(課程)	実施予定時期	募集定員	募集予定時期	受講料
	～ 月 日 (月 日間)	人	～ 月 日 月 日	円

- (1) 研修カリキュラム(日時、科目、時間数、講師名、講師所属・有資格等を記載)
- (2) 事業収支予算書
- (3) 研修修了の認定方法及び修了証明書の様式
- (4) 募集広告、受講案内、パンフレット等の案文

(申請者) 様

佐賀県知事

佐賀県居宅介護職員初任者研修等事業者指定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のあった居宅介護職員初任者研修等事業者の指定について、下記のとおり決定したので通知します。

記

(決定の場合)

居宅介護職員初任者研修等事業者として指定しました。

については、佐賀県居宅介護職員初任者研修等実施要綱の規定により、適切な事業実施を行ってください。

研 修 事 業 (課 程)	〔指定番号〕
所 在 地	
事 業 者 名	(電話)

(却下の場合)

居宅介護職員初任者研修等事業者の指定は、却下します。

(理 由)

申請者 住 所
申請者名
代表者名

年度において、下記のとおり居宅介護職員初任者研修等を実施しましたので、関係書類を添えて提出します。

研修の名称(課程)	実施時期	受講者数	修了者数	受講料
	月 日 ～ 月 日 (日間)	人	人	円

(1) 研修カリキュラム(日時、科目、時間数、講師名、講師所属・有資格等を記載)
(2) 居宅介護職員初任者研修等修了者名簿(別添参照)
(3) 研修事業に係る収支決算状況がわかる書類

【別添様式】

年度 居宅介護職員初任者研修等修了者名簿

指定事業者名	
実施研修課程	課程

	修了証明書番号	交付(修了)年月日	フリガナ 氏名	性別	生年月日 【西暦で記入】
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					

佐 賀 県 知 事 様

指定事業者 住 所

申請者名

代表者名

佐賀県居宅介護職員初任者研修等事業変更届

下記のとおり、指定を受けた内容を変更しましたので、関係資料を添えて届け出ます。

記

研 修 名 称（ 課 程 ）		
変 更 内 容	【変更があった事項】	
	（変更前）	
	（変更後）	
変 更 年 月 日		年 月 日

※ 変更の日から10日以内に届け出ること。

※ 変更内容に応じて、指定申請時に提出した関係書類を添付すること。

第 号
年 月 日

佐 賀 県 知 事 様

指定事業者 住 所
申請者名
代表者名

佐賀県居宅介護職員初任者研修等事業(休止・再開・廃止)届

下記のとおり、指定を受けた佐賀県居宅介護職員初任者研修等事業を(休止・再開・廃止)しましたので届け出ます。

記

研 修 名 称 (課 程)															
休 止 (再開・廃止)した年月日															
休 止 (廃止)した理由															
休 止 予 定 期 間		年		月		日		～		年		月		日	

※ 休止・再開・廃止の日から10日以内に届け出ること。

様式第7号

第 号	修 了 証 明 書
氏 名	年 月 日 生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の（別記課程）を修了したことを証明する。	
年 月 日	居宅介護職員初任者研修等実施主体名

第 号	修了証明書（携帯用）
氏 名	年 月 日 生
指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年九月二十九日厚生労働省告示第五百三十八号）に規定する研修の（別記課程）を修了したことを証明する。	
年 月 日	居宅介護職員初任者研修等実施主体名

※別記課程

- ・重度訪問介護従業者養成研修基礎課程
- ・同行援護従事者養成研修一般課程
- ・同行援護従事者養成研修応用課程
- ・行動援護従事者養成研修

のいずれかを記載する。

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、県及び市町が必要な場合には、佐賀県警察本部に照会することについて承諾します。

また、照会で確認された情報は、今後、私が県及び市町と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 自己又は組織の構成員等が、次の各号のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- 2 1の(2)から(7)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

佐賀県知事 様

住 所

法 人 名

(ふりがな)

代表者名

代表者生年月日 (M・T・S・H) 年 月 日生

別紙

1 居宅介護職員初任者研修課程

(1)趣旨及び基準

- ア 居宅介護職員初任者研修課程は、居宅介護従業者が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として8か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、1年6か月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、居宅介護職員初任者研修課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 下表に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
- キ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講義及び演習	職務の理解	6	講義と演習を一体で実施すること。必要に応じて、施設の見学等の実習を活用すること。
	介護における尊厳の保持・自立支援	9	講義と演習を一体で実施すること。
	介護の基本	6	
	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9	
	介護におけるコミュニケーション技術	6	
	障害の理解	6	
	認知症・行動障害の理解	6	
	老化の理解	3	
	こころとからだのしくみと生活支援技術	75	講義と演習を一体で実施すること。介護に必要な基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認を行うこと。
	振り返り	4	講義と演習を一体で実施すること。
合 計		130	

(注) 上記とは別に、筆記試験による修了評価(1時間程度)を実施すること。

2 障害者居宅介護従業者基礎研修課程

(1)趣旨及び基準

- ア 障害者居宅介護従業者基礎研修課程は、障害者等の介護に従事する職員が行う業務に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として4か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、8か月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、障害者居宅介護従業者基礎研修課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 下表に定める実習を行うのに適当な施設を実習施設として利用できること。
- キ 実習施設における実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講義	福祉サービスを提供する際の基本的な考え方に関する講義	3	
	障害者福祉及び老人保健福祉に係る制度及びサービス並びに社会保障制度に関する講義	4	
	居宅介護に関する講義	3	
	障害者及び老人の疾病、障害等に関する講義	3	
	基礎的な介護技術に関する講義	3	
	家事援助の方法に関する講義	4	
	医学等の関連する領域の基礎的な知識に関する講義	5	
演習	福祉サービスを提供する際の基本的な態度に関する演習	4	
	基礎的な介護技術に関する演習	10	
	事例の検討等に関する演習	3	
実習	生活介護を行う事業者等のサービス提供現場の見学	8	
合 計		50	

3 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程

(1)趣旨及び基準

- ア 重度訪問介護従業者養成研修基礎課程は、重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する基礎的な知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として1か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2か月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 重度訪問介護事業所との連携等により、下表に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。
- キ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講 義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	重度訪問介護に従事する者の職業倫理に関する講義を行うこと。
	・重度訪問介護の制度とサービス	1	
	・重度訪問介護利用者の理解	1	
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
	・介護概論	1	
実 習	基礎的な介護と重度の肢体不自由とのコミュニケーションの技術に関する実習	5	
	・基礎介護実習	5	
	外出時の介護技術に関する実習	2	
	・外出介護実習	2	
合 計		10	

4 重度訪問介護従業者養成研修追加課程

(1)趣旨及び基準

- ア 重度訪問介護従業者養成研修追加課程は、基礎課程において習得した知識及び技術を深めるとともに、特に重度の障害者に対する緊急時の対応等に関する知識及び技術を習得することを目的として、基礎課程を終了した者を対象として行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として1か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2か月の範囲内として差し支えない。また、基礎課程と追加課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として2か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4か月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、重度訪問介護従業者養成研修追加課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 重度訪問介護事業所との連携等により、下表に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。
- キ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講 義	医療的ケアを必要とする重度訪問介護利用者の障害及び支援に関する講義	4	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	緊急時の対応及び危険防止に関する講義	1	
実 習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3	在宅等で生活する障害支援区分5又は6である肢体不自由者に対する介護サービス提供現場を1か所以上含むこと。
合 計		10	

5 重度訪問介護従業者養成研修統合課程

(1)趣旨及び基準

- ア 重度訪問介護従業者養成研修統合課程は、重度訪問介護従業者養成研修基礎課程、重度訪問介護従業者養成研修追加課程及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則(昭和62年厚令49号)附則第4条及び第13条に係る別表第3第1号の研修課程(以下「基本研修」という。)を統合したものとして行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として2か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4か月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、重度訪問介護従業者養成研修統合課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 重度訪問介護事業所との連携等により、下表に定める実習を行うのに適当な体制を確保していること。
- キ 実習について適当な実習指導者の指導が行われること。
- ク 基本研修に係る科目及び喀痰吸引等を実施するために必要となるその他研修等については、「喀痰吸引等研修実施要綱について」(平成24年3月30日社援発0330第43号)等に基づいて行うものとする。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講義	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	基本研修に相当する研修課程
	基礎的な介護技術に関する講義	1	
	コミュニケーションの技術に関する講義	2	
	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義①	3	基本研修に相当する研修課程
	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	基本研修に相当する研修課程
演習	喀痰吸引等に関する演習	1	基本研修に相当する研修課程
実習	基礎的な介護と重度の肢体不自由とのコミュニケーションの技術に関する実習	3	
	外出時の介護技術に関する実習	2	
	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3.5	
合計		20.5	

6 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程

(1)趣旨及び基準

- ア 重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程は、重度の知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって、常時介護を要するものにつき、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として2か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4か月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 演習について適当な演習指導者の指導が行われること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	
合計		12	

7 同行援護従業者養成研修一般課程

(1)趣旨及び基準

- ア 同行援護従業者養成研修一般課程は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同行して、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として3か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、5か月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、同行援護従業者養成研修一般課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 同行援護事業所との連携等により、下表に定める演習を行うのに適当な体制を確保していること。
- キ 演習について適当な演習指導者の指導が行われること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講義	外出保障	1	
	視覚障害の理解と疾病①	1	
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	視覚障害者及び聴覚障害が重複している障害者等(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第2条第1項第1号に規定する障害者等をいう。)に対して法第78条第1項に規定する
	視覚障害者(児)の心理	1	
	視覚障害者(児)福祉の制度とサービス	1.5	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
	同行援護の制度	1	
	同行援護従事者の実際と職業倫理	2.5	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
講義・演習	情報提供	2	
	代筆・代読①	1	
	代筆・代読②	0.5	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
演習	誘導の基本技術①	4	
	誘導の基本技術②	3	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
	誘導の応用技術(場面別・街歩き)①	4	
	誘導の応用技術(場面別・街歩き)②	1	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者にあつては、受講を免除する。
	交通機関の利用	4	
合 計		28	

8 同行援護従業者養成研修応用課程

(1)趣旨及び基準

- ア 同行援護従業者養成研修応用課程は、サービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として、一般課程を修了した者（一般課程と同等と認められる他の研修の課程を修了した者を含む。）を対象として行われるものとする（ただし、一般課程と応用課程を適切な組み合わせにより同時並行的に行われる場合はこの限りではない。）。
 イ 修業年限は、原則として1か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、2か月の範囲内として差し支えない。また、一般課程と応用課程を同時並行的に実施する場合にあっては、原則として3か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、6か月の範囲内として差し支えない。
 ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
 エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
 オ 講師は、同行援護従業者養成研修応用課程を教授するのに適切な者であること。
 カ 同行援護事業所との連携等により、下表に定める演習を行うのに適当な体制を確保していること。
 キ 演習について適当な演習指導者の指導が行われること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講 義	サービス提供責任者の業務	1	
	様々な利用者への対応	1	
	個別支援計画と他機関との連携	1	
	業務上のリスクマネジメント	1	
	従業者研修の実施	1	
	同行援護の実務上の留意点	1	
合 計		6	

9 行動援護従業者養成研修課程

(1)趣旨及び基準

- ア 行動援護従業者養成研修課程は、知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われるものとする。
- イ 修業年限は、原則として2か月以内であること。ただし、地域の実情等により、やむを得ない場合については、4月の範囲内として差し支えない。
- ウ 研修の内容は、下表に定めるもの以上であること。
- エ 下表に定める各科目を教授するのに必要な数の講師を有すること。
- オ 講師は、行動援護従業者養成研修課程を教授するのに適切な者であること。
- カ 演習は、適当な実習指導者の指導の下に、行動援護に関する実習を行うことでも差し支えない。
- キ 本研修課程は、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修及び実践研修)と同内容であることから、強度行動障害支援者養成研修と合同で開催できるものであること。

(2)カリキュラム

科 目		時間数	備考
講義	強度行動障害がある者の基本的理解に関する講義	1.5	
	強度行動障害に関する制度及び支援技術の基礎的な知識に関する講義	5	
	強度行動障害がある者へのチーム支援に関する講義	3	
	強度行動障害と生活の組立てに関する講義	0.5	
演習	基本的な情報収集と記録等の共有に関する演習	1	
	行動障害がある者の固有のコミュニケーションの理解に関する演習	3	
	行動障害の背景にある特性の理解に関する演習	1.5	
	障害特性の理解とアセスメントに関する演習	3	
	環境調整による強度行動障害の支援に関する演習	3	
	記録に基づく支援の評価に関する演習	1.5	
	危機対応と虐待防止に関する演習	1	
合 計		24	